

いじめ防止基本方針

岩手県立一関第一高等学校全日制／定時制

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめの問題への対応は本校における最重要課題の一つであり、生徒が関わるインターネットやライ等を介した弱者へのからかいや不適切な表現がいじめをより複雑にしている傾向がある。

いじめから一人でも多くの生徒を救うために、生徒に寄り添う教員一人一人が「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどこでも誰にでもおこりうる」という認識をもち、決して一人の教員が抱え込むことがなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

全教職員がいじめに対して敏感になり、校長を中心とした組織的な対応でいじめを未然に防止し、早期発見と早期対応に取り組む。

2 いじめの定義〔いじめ防止対策推進法第2条（平成25年法律第71号）〕

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。※この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

3 いじめ解消の定義〔岩手県いじめ防止等のための基本的な方針第3の3（3）平成29年9月改定〕

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

（1）いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安とする）

（2）被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 いじめの基本的な認識

（1）いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。

（2）いじめは、いかなる理由があっても許されるものではない。

（3）嫌がらせや意地悪等の暴力を伴わないいじめは、多くの生徒が入れ替わりながら加害者にも被害者にもなりうるので、いじめた側といじめられた側の両者のみならず、それを取り巻く集団等に適切な指導が必要となる。

（4）いじめは学級、部活動等の所属集団の閉塞性や周辺で暗黙の了解をしている傍観者の存在にも注意しながら、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を作ることが重要である。

（5）いじめは学校、家庭、地域社会のすべての関係者がそれぞれの役割を果たすことで、根絶するべく取り組む問題である。

Ⅱ いじめの防止のための取り組み

1 学校による指導

いじめの未然防止に向けて、学校全体で取り組む。

- (1) 生徒一人一人が自己肯定感や自尊心を育てられるような活躍の場、認められる場を提供する。
- (2) 学校・学年・学級がすべての生徒の居場所として、安心・安全に生活できるように保障する。
- (3) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、お互いが認め合えるような心の通う人間関係を構築できるように道徳教育や体験活動等を充実させる。
- (4) わかりやすい授業を展開し、基礎基本的な事項を定着させることで学習に対する達成感や成就感をもたせる。
- (5) 保護者や地域住民団体と連携を図りながら、生徒会とともにいじめを防止する活動の重要性の理解を深め、活動を積極的に進める。
- (6) 学級活動や生徒会活動の場で、自己や他者の命はかけがえのないものであること、思いやりの心をもつこと、多様な考えや行動を尊重しながらも合意形成していく能力の育成を、計画的にタイミングを見計らいながら指導する。

2 学校におけるいじめ防止のための組織

- (1) いじめ防止を進めるために「いじめ対策委員会」を設置する。その構成員は、校長、副校長、指導教諭、教務主任、生徒指導主事、保健厚生主任とする。
- (2) 取り組み内容
 - ①未然防止のため、いじめを許さない環境作りを行う。
 - ②いじめにかかわる研修会を年複数回計画し、実施する。
 - ③毎月1回（定時制は年4回）の定例会（職員会議の各学年から）をもち、情報交換をするとともにいじめ事案が発生した場合には緊急に開催する。
 - ④情報の収集と記録を行い、共有するための窓口となる。
 - ⑤事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
 - ⑥被害生徒の支援、加害生徒への指導体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に行う。
 - ⑦学校いじめ方針が実状に即して機能しているかの見直しを行う。

3 生徒の主体的な取り組み

- (1) 生徒会による「いじめ撲滅宣言」等のいじめを防止するスローガンを作成し、活動する。
- (2) 生徒一人一人を大事にし、一人一人が活躍の場がある生徒会行事を企画する。
- (3) いじめ撲滅等の外部イベントへ積極的な参加をする。

4 家庭や地域との連携

- (1) いじめ防止基本方針をHP上に載せ、保護者・地域へ広く広報し、本校でのいじめに対する決意を知らせ、情報提供など協力を要請する。
- (2) PTAの様々な会議の場を通して、いじめの実態や指導方法について知らせる。
- (3) 保護者からのいじめ防止や対応に関する意見に耳を傾け、いじめ対応の参考とする。

5 教職員研修について

- (1) いじめ問題にかかわる校内研修会を年複数回実施する。
- (2) スマートフォンやインターネットを使用する生徒に対する情報モラル教育を実施する。

Ⅲ いじめの早期発見のための取り組み

1 いじめの早期発見のために

「いじめ」は大人の目につきにくい時間や場所で遊びやふざけあいを装って行われるなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識する。ささいな兆候でも「いじめ」ではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わり、「いじめ」を隠したり軽視したりすることなく、「いじめ」を積極的に認知し、「いじめ」に対処していくことが大切であり、早期発見に向けて、学校全体で取り組む必要がある。

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいように、日頃から教職員と生徒の信頼関係を構築する。
- (2) 授業や学級活動を通して、生徒の表情の変化や行動の変化を敏感に察知し、何気ない会話を通して情報を収集し、教職員で情報を共有する。
- (3) 部活動、休憩時間、清掃時間、放課後など、生徒の様子に目を配る努力をする。
- (4) いじめの兆候があると判断した際には、速やかに情報の共有を図り、スピード感をもって予防的な介入をする。
- (5) P T A の様々な会議の場で、情報を収集する。

2 アンケート等の実施について

- (1) 生徒対象の学校生活アンケート調査
年4回 期末考査最終日（6月、9月、11月、2月）
- (2) 保護者対象学校生活アンケート調査
年2回 面談時（7月、12月）

3 いじめ相談窓口について

いじめの兆候を把握したときは、素早く情報を共有し、適切に対応する。いじめを受けている生徒にとって、いじめを教職員や保護者に相談することは、かなり勇気が必要であり、打ち明けることでさらにいじめがエスカレートするかもしれないという不安を持っている。その対応は、細心の注意をはらうことが重要である。

- (1) 日常の相談・・・学級担任、養護教諭をはじめとしたすべての教職員
- (2) スクールカウンセラーへの相談・・・教育相談主任、養護教諭
- (3) 地域からの相談・・・副校長
- (4) 岩手県教育委員会など
 - ①24時間子供SOSダイヤル
電話（無料）：0120-0-78310
 - ②ふれあい電話（総合教育センター）
電話：0198-27-2331
 - ③いのちの電話
電話：019-654-7575
 - ④青少年なやみ相談室
電話：019-606-1722
 - ⑤チャイルドライン
電話：0120-99-7777
 - ⑥ふれあいメール
メール：fureai@pref.iwate.jp

IV いじめの問題への早期対応

1 いじめ対応の流れ

(1) いじめの発見や通報を受けたとき

いじめの発見(いじめの情報)



- ① その場でその行為を止めさせる。
- ② 教職員が一人で抱え込まず、情報の迅速な共有（いじめ対策委員会への報告）を行う。



(2) 情報を集め組織的に共有する

- ① いじめ対策委員会が窓口となり、中心となって対応する（調査・係分担等）。
- ② 教職員、生徒、保護者、地域等から情報の集約と記録を行う。



(3) 指導・支援体制を組む

校長のリーダーシップの下、いじめ対策委員会のメンバーや、弁護士、警察OBなどが参画し方針等を決定する。



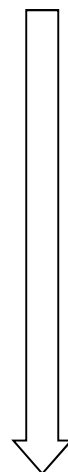
(4) A 生徒への支援を行う

- ① いじめられた生徒にとって信頼できる人と一緒に寄り添い支える体勢をとり、いじめから救い出し、徹底的に守り通す。
- ② いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。また、成長支援の観点から、教育的配慮の下、当該生徒が抱える問題の解決に努める。
- ③ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。



(4) B 保護者と連携する

つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒（加害、被害とも）の保護者に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。



経過観察 ・ 再発防止 ・ 未然防止活動

2 いじめ解消に向けた具体的な取り組み

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開き、問題の把握に努め、今後の対応策を講じ、調査のための役割分担等を確認し問題の解決にあたる。
- (2) いじめられている生徒や保護者の立場に立って、関係者からの情報収集をしっかりと綿密に行い、事実確認をきちんとする。
- (3) いじめが、校内で対応すべき内容か、外部機関（警察も含む）と連携すべき内容なのか、適切に判断する。
- (4) いじめの事実が確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考え、その保護者に対する支援と、いじめを行った生徒の指導とその保護者との連携を緊密にかつ継続的に行う。
- (5) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を感じている場合には、教職員全員でスクールカウンセラーなど養護教諭と連携して該当生徒の安全の確保に努める。
- (6) いじめた生徒・いじめを受けた生徒に対しては、担任・学年団が中心になって聞き取り等を行い生徒指導課と協力して、その事案に適切に対応する。
- (7) いじめを容認していた生徒や集団に対しては、全教職員がそれぞれの立場で、いじめ問題を自分の問題として考えさせ、二度といじめを起こしてはならないという強い姿勢を打ち出す。
- (8) 学級、学年、部活動単位で話し合いを持たせるなどして、いじめは決して許されない行為であり、根絶しなければならない問題であることを認識させる。
- (9) 生徒一人一人が互いを尊重しながら認め合い、協調して集団で安心して生活できるように教職員で日常的に支援し指導していく。

3 ネットでのいじめ対応について

- (1) インターネット等でのいじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、速やかに「いじめ対策委員会」を開き、情報を共有するとともに、被害の拡散を防止するために、教育委員会と連携をとりながら、情報の削除を求めるなどの対応を迅速に行う。
- (2) 生徒の生命や身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、すぐに警察署に通報し、適切な指導を仰ぐ。

4 警察との連携について

明らかにいじめではなく、犯罪行為であると認識されるものについては、県教育委員会と警察署へ連絡し、連携して対応する。

V 重大事態への対処

1 重大事態の定義 [いじめ防止対策推進法第 28 条]

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ア 生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な障害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間 30 日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態の報告

- (1) 重大事態が発生した場合は、速やかに県教育委員会へ報告し、調査にあたる。
- (2) 生徒や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない、重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、速やかに県教育委員会へ報告する。

3 重大事態の調査

●学校が調査の主体となる場合

- (1) 事実関係を明らかにするための調査については、「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で実施する。
- (2) 事実関係を明らかにする、とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒間の人間関係にどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、網羅的に明確にすることである。
- (3) 重大事態の性質によっては調査の際に、適切な専門家を加え、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- (4) 調査結果は、県教育委員会へ報告する。
- (5) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査で明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法で情報提供する。ただし、関係者の個人情報には十分配慮する。
- (6) いじめを受けた生徒及び保護者の意向に配慮した上で、保護者説明会等により、調査対象となったすべての保護者に説明する機会を設け、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

●県教育委員会が調査の主体となる場合

- (1) 県教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

VI 学校評価について

いじめの早期発見のために、生徒へ年4回のアンケート、保護者へ年2回の調査等を実施するが、いじめの把握といじめに対する措置を適切に行うために、学校評価に下記の項目を加え、本校の取り組みについて評価する。

- (1) いじめの未然防止について、学校全体で取り組んでいる。